

## 新型コロナウイルス発生に伴う通学定期乗車券の取扱いについて

3月2日から当面の間、全国の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校について臨時休校とする旨の要請が政府から発出されてことに伴いまして、ゆりかもめでは、下記の対応を行っております。

### 1. 通学定期乗車券の払戻しについて

#### ① 対象となるお客さま

新型コロナウイルスの感染症対策に伴い、通学先の学校（小学校、中学校、高等学校及びこれらに相当する特別支援学校等に限る）が休校となったため、通学定期乗車券の払いもどしを希望されるお客さま。

※ 通勤定期乗車券及び大学生相当の学生は対象外となります。

#### ② 払い戻しの計算方法

特例により、払いもどし申出日にかかわらず、2020年2月28日以降の当該学校の「最終登校日」を払いもどし申出日と見なして、1か月単位で計算した額を払戻しいたします。

（最終登校日以降に当該定期乗車券を使用した場合は対象外です。）

例) 2020年3月2日より休校を開始した学校の通学定期券の払いもどしの場合、最終登校日である2月28日を払いもどし申出日と見なして取扱います。

#### ③ 払戻し取り扱い期間

払戻し可能期間は通学定期乗車券を発行の翌日から1年間です。

例) 2019年9月30日に発行した2019年10月1日から2020年3月31日まで有効の通学定期乗車券の場合

⇒払戻し可能期間は、2020年9月30日までとなります。

#### ④ 払戻し取扱箇所

新橋駅・豊洲駅の定期券発売所

営業時間 8:00～20:00

⑤ ご注意いただきたいこと

- ・休校になった時点で使用していた通学定期乗車券をご持参ください。
- ・学校等から特別の証明等を提出いただく必要はございません。
- ・各駅から定期券発売所へ来駅の際は、定期券は使用せず、普通乗車券またはIC乗車券を利用してお越しくください。購入後、乗車分の運賃を払戻しいたします。

⑥ その他

定期乗車券払戻し時に必要な証明書等は、当社ホームページをご参照下さい。

2. 進級に伴う通学定期券の継続購入について

① 対象となるお客さま

- ・臨時休校等の理由により、在学確認ができる通学証明書等の有効期限延長の事務手続きが完了していないお客様
- ・臨時休校決定の理由により、旧通学定期券の払戻しをしているお客様  
(大学、専門学校等に通学のお客様も本取扱いの対象となります。)

② 発売方法

旧年度の通学証明書等の有効期限が満了している場合であっても、有効期間を延長しているものとみなして、新年度からの有効な通学定期乗車券を発売してください。

(旧通学定期乗車券または旧年度の通学証明書等に記載のある区間と同区間に限ります。)

③ 払戻し取扱箇所

新橋駅・豊洲駅の定期券発売所

営業時間 8:00～20:00

④ 注意事項

新入学生及び中高一貫校や付属校等の場合であっても、通学区分が変更(中学生から高校生への新旧等)となる場合は、今回のお取扱い対象外です。入学先の学校が発行する新年度の通学証明書を受領する旨ご案内をしてください。